

南知多町水道料金の見直しについて

## 答申書

令和 7 年 12 月 17 日

南知多町水道料金審議会

## 目次

1 答申内容	1
2 検討内容及び結果	2
3 付帯意見	4
付属資料	5
(1) 諮問(写)	
(2) 南知多町水道料金審議会審議経過	
(3) 南知多町水道料金審議会委員名簿	

## 1 答申内容

当審議会は、適正な水道料金等のあり方について審議し、次のとおり結論に達した。

- ・ 料金算定期間・・・・令和8年度から令和12年度までの5年間
- ・ 料金改定率・・・・増額改定を実施し、平均料金改定率は29.0%とする。
- ・ 料金体系

【現行・水道料金】(1か月あたり・税抜き)

口径	メーター使用料 + 基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)		
		1~10 m <sup>3</sup> まで	11~20 m <sup>3</sup> まで	21 m <sup>3</sup> 以上
13 口径	1,276 円			
20 口径	1,315 円			
25 口径	1,353 円			
30 口径	1,381 円			
40 口径	1,400 円			
50 口径	1,848 円			
75 口径	2,115 円			
100 口径	2,362 円			

【改定後・水道料金】(1か月あたり・税抜き)

口径	基本料金	水量料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)			
		1~10 m <sup>3</sup> まで	11~20 m <sup>3</sup> まで	21~50 m <sup>3</sup> まで	51 m <sup>3</sup> 以上
13 口径	1,492 円				
20 口径	1,750 円				
25 口径	2,482 円				
30 口径	2,992 円				
40 口径	3,810 円				
50 口径	5,871 円				
75 口径	8,075 円				
100 口径	11,106 円				

## 2 検討内容及び結果

### (1) 経営分析

水道施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は増加する一方で、将来的な給水人口の減少などの理由で給水収益の減少が見込まれる。現行の料金体系で今後推移すれば、令和8年度以降、経常的な収益的収支の赤字が発生し、資金（現預金）残高についても令和14年度には枯渇し、事業運営を継続できない見込みとなっているため、早急な給水収益の確保が必要である。

### (2) 経営目標

損益面及び資金面を勘案し、以下の条件により必要な料金水準を検討した。

経営目標		設定の背景
収益的収支	黒字を維持	将来にわたって持続可能な事業運営を行うために、毎年度黒字を確保することで健全経営を維持する。
現預金残高	給水収益の 6か月分	災害時に収入が途絶える期間等を勘案して、事業運営に必要最低限の運転資金として料金収入の6か月分を確保する。

料金改定率は、上記2つの経営目標を令和8年度～令和12年度の5年間達成・維持が可能となる率を採用した。同期間における平均料金改定率は29.0%である。

### (3) 料金体系

#### ① 二部料金制

水道料金は、固定的にかかる基本料金と、水の使用量に応じて必要となる経費を負担する従量料金から構成される二部料金制を採用している。経営の安定性の確保には、二部料金制が有効であると考えるため、引き続き採用することが妥当である。

#### ② 基本水量及び基本料金区分

現在の基本料金は、ひと月あたり10立方メートルの水を基本水量として含めているが、基本水量の範囲内での使用では料金が一律となることから、負担の公平性を鑑み、基本水量は廃止とすることが妥当である。

また、基本料金区分については、実際の使用可能水量に影響する水道メータ一口径に応じた負担となる「口径別基本料金」を設定することが妥当である。ただし、基本料金が口径別でなく一律である現行の料金体系からの激変緩和を考慮し、固定費を

口径割合で配分するように調整し、さらに20口径の固定費配分を軽減（×80%）することで口径間での乖離を抑えた。なお、基本料金の口径別への変更に合わせ、現行のメーター使用料については廃止することが妥当である。

#### ③ 基本料金割合

料金算定要領における総括原価の配分結果（31.8%）を採用することとした。令和6年度実績である29.2%から増加することで経営環境の変化に強い料金体系へと改善が見込まれる。

#### ④ 従量料金

水の本質的な原価は、使用した水量の多寡にかかわらず一定であると考えられ、本来的には均一の料金とすべきである。しかしながら、現行からの急激な負担の変動を招くことから、今後の料金改定において段階的に通増度を緩和していくものとして、引き続き通増型の料金体系を採用した。

基本水量の廃止に伴い、1立方メートルからの単価を新設するとともに、最大従量料金単価を新設し、4段階の区分を設けることで、利用者負担の公平性かつ激変緩和を考慮した料金設定とした。

### 3 付帯意見

#### (1) 経営努力

健全な経営を持続するために、料金改定によるものだけでなく、支出削減に努めるほか、活用可能な財政支援制度を最大限に活用し、水道施設の更新等を遅滞なく効率的に進めること。

#### (2) 使用者への周知

水道料金の改定は、使用者の生活や経済活動に大きな影響を与えることから、料金改定の必要性や変更点等について、使用者の理解が得られるよう分かりやすい周知に努めること。

#### (3) 料金等の見直しについて

この度の水道料金の改定は、現状の経営状況を鑑みれば、必要な改定と判断するが、経済状況やライフスタイルの変化及び使用者への影響等を見極めながら、料金算定期間である5年以内を目途に審議会を開催し、必要に応じて料金体系等の適正化について検討を行うこと。

#### (4) 基本料金割合

水道料金算定要領における固定費の按分方法はいくつもあり、今回は現行との乖離の少ない方法を選択して基本料金割合を31.8%としたが、必ずしもこの割合が最良ではないことに留意すること。安定的な事業経営のためには、今後さらに基本料金割合を上げていくことが必要とされるため、次回検討の際は見直しを検討すること。

#### (5) 通増度

水の本質的な原価は、使用した水量の多寡にかかわらず一定であると考えられ、本来的には均一の料金とすべきところを、今回の改定では通増度が約9.8倍という高い割合で設定をしている。基本水量の廃止と激変緩和のバランス調整により今回は通増度が増大する結果となつたが、次回検討の際はこの通増度の緩和を念頭に検討を行うこと。

#### (6) その他

本答申書に記載のない審議会における意見は、過去の議事要旨を参照すること。

# 付属資料

7 南知多水第 52 号  
令和 7 年 6 月 24 日

南知多町水道料金審議会会长 様

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町水道料金の見直しについて（諮問）

健全な水道事業経営のため、適正な原価を反映させた水道料金の見直しを行いたいので、  
南知多町水道料金審議会条例第 2 条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

## 南知多町水道料金審議会審議経過

開催回	開催日	テーマ	内 容
第1回	令和7年 6月 24日	水道事業の概要	委嘱状交付 諮詢 水道事業の概要と現状について 経営上の課題の共有
第2回	令和7年 8月 1日	料金改定率の検討	経営効率化への取り組みの実施状況 今後の見通し（成行き財政シミュレーション） 必要な料金改定率について
第3回	令和7年 11月 27日	料金体系の検討	現在の料金体系に基づく、料金収入の現状と課題 新料金体系について
第4回	令和7年 12月 17日	答申	答申案審議 答申

南知多町水道料金審議会委員名簿

役職	氏 名	南知多町水道料金審議会 条例第3条第2項の該当 号	地区	所属等
会長	千頭 聰	(1) 学識経験を有する者		日本福祉大学特任教授
副会長	相川 徹	(2) 水道を使用する者	大井	
委 員	石黒 廣輝	〃	内海	
	加藤 政明	〃	佐久島	
	北川 衛	〃	日間賀島	
	鈴木 邦弘	〃		観光業（大口利用団体） 関係者
	辻 源朗	〃	篠島	
	村山 市郎	〃	内海	一般公募
	山本 多恵	〃	豊浜	
	山本 直径	〃		水産業（大口利用団体） 関係者